



# SMTB

## 厚生年金基金ニュース

(平成25年2月15日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

### 運用受託機関への「運用の基本方針」等の提示に係る通知改正等について (パブリックコメント手続きの開始)

2月13日、厚生年金基金の資産運用に係る通知改正につき、パブリックコメント手続きが開始され、3月15日までの間、改正案に対する意見募集が行われております。公表された改正案の概要等を下記のとおりご案内申し上げます。

本件通知改正は、平成24年11月30日付の通知によって周知されたQ&Aの別紙1『厚生年金基金の「運用の基本方針」に盛り込むべき改正ポイント等の例示』において、「今後、関係省令及びガイドラインの改正を予定している。」とされていたものです(前記の別紙1 P19 参照)。なお、弊社運営については、パブコメ手続きを経て本件通知改正が確定した後、適宜ご連絡させていただく予定です。

#### I. 改正される通知

- 『厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)』／**新旧**  
(平成9年4月2日年発第2548号)

#### II. 改正案の概要 施行日：平成25年4月1日

本通知改正が実施された場合、「運用の基本方針の写し」(以下、基本方針)及び「基金の総資産額を示す資料」(以下、総資産額)に関し、次のような実務フローが生じることになります。

No.	実務フロー	備考
1	<b>[基金 ⇒ 運用受託機関(*1)]</b> <b>基本方針(*2)、総資産額(*3)の交付</b>	運用ガイドラインを交付する時に基金が行う。 *1) 信託銀行、生保会社、投資顧問が該当する。 *2) 前回交付時から記載内容に変更がない限り再交付不要。ただし、記載内容変更時には遅滞なく交付する。 *3) 基金が直近で把握している額で良いと思われる。運用ガイドラインの交付がない場合も、毎事業年度1回以上は交付する。
2	<b>[運用受託機関]</b> <b>運用状況に関する確認(*4)</b>	運用ガイドラインの交付を受けた時等に運用受託機関が行う。 *4) 基本方針、総資産額、運用ガイドラインを用いて自身が受託している運用の状況を確認。確認基準や方法は各運用受託機関による。
3	<b>[運用受託機関 ⇒ 基金]</b> <b>分散投資(*5)に関する通知(*6)</b>	分散投資義務違反のおそれを知った場合に運用受託機関が行う。 *5) 厚生年金基金令第39条の15に基づくもの。 *6) 通知基準や方法は各運用受託機関による。
4	<b>[基金]</b> <b>分散投資に関する通知の確認(*7)</b>	分散投資に関する通知を受けた場合に基金が行う。 *7) 運用状況を時価で確認し、結果を代議員会等に報告する。
5	<b>[基金 ⇒ 運用受託機関]</b> <b>確認結果に基づく措置(*8)の実施</b>	確認の結果、分散投資義務違反の状況・おそれが判明した場合に基金が行う。 *8) 違反状況等の解消のため投資配分比率の調整等を行う。措置の実施(or 確認の結果、違反状況等がないこと)は通知した運用受託機関に報告・連絡する。

以上

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。  
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。